

平成21年2月24日 国鉄総第424-1号
改正 平成24年7月24日 国鉄総第114-1号
改正 令和5年9月1日 国鉄総第162-1号

鉄道局所管補助事業等により取得した財産の財産処分の承認基準

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく処分の承認基準及び取扱いについて、下記のとおり定める。

記

1. 補助対象財産の処分手続きの原則（個別承認）

- (1) 補助事業者等は、補助対象財産（補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産。以下同じ。）の処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）を行う場合には、国土交通大臣の承認を受けるものとする。
- (2) 国土交通大臣は、当該補助対象財産の処分により収益がある場合には、速やかにその金銭の国費相当額を国庫へ返納すること等を条件として承認するものとする。ただし、補助対象財産の処分による収益を、当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、その金銭の国庫補助金相当額等を国庫へ納付することを条件としない。

2. 補助対象財産の処分手続きの特例（包括承認）

- (1) 地方公共団体が補助対象財産の処分を行う場合（収益があるもの若しくは他局所管の法令に基づく施設等に係るものを除く。）には、当該地方公共団体において、次のいずれかに該当し、かつ、当該補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、別記様式1による国土交通大臣への報告書の提出を

もって承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

- ① 補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。）10年を経過した補助対象財産を処分する場合であって、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るために行うものであること。
 - ② 災害又は火災により損壊したとき、老朽化により引き続き使用することが危険な状態にあるとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由によるものであること。
 - ③ 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくものであること。
- (2) 地方公共団体以外の者が補助対象財産の処分（上記2.（1）①による一時的な他の目的への使用及び②による処分に限る。）を行う場合には、当該地方公共団体以外の者において、補助対象財産の処分が補助目的の遂行を鑑みて適正であると判断するものに限り、別記様式2による国土交通大臣への報告書の提出をもって承認があったものとして取り扱うこととする。ただし、当該報告書の内容等が要件を具備していない場合には、この限りではない。

3. その他の手続き等について

- (1) 補助事業者等は、国土交通大臣から承認のあった補助対象財産の処分内容又は国土交通大臣への報告に係る補助対象財産の処分内容と異なる処分を行う場合には、改めて必要な手続きを行うものとする。
- (2) 補助事業者等は、間接補助事業者等の補助対象財産の処分により、間接補助事業者等から返納金の納付を受けた場合には、当該返納金

に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

- (3) 国土交通大臣は、必要な範囲で提出書類の記載内容を確認するための追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 補助事業者等において、補助対象財産の処分の承認を受けた同種財産の取得を同一事業箇所鉄道局所管補助事業等により計画した場合には、国土交通大臣は、当該同種財産に対する地域の需要動向等を踏まえ、補助事業等の採択について慎重に検討するものとする。
- (5) 次の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた補助対象財産の処分については、本通知に定める手続きを要しないものとする。
 - ① 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条
 - ② 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第29条及び第57条
 - ③ 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第45条
 - ④ 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第27条の6
- (6) 本通知の発出日において既に補助事業者等から補助対象財産の処分に係る承認申請が行われ、かつ、承認手続き中のものについては、本通知に基づき処理することができるものとする。

附 則

本改正は、平成24年7月24日から適用する。

附 則

本改正は、令和5年9月1日から適用する。

殿

補助事業者等 氏 名

財産処分報告書

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、〇〇補助交付要綱第〇号の規定により報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。災害・老朽化、市町村合併を理由とする場合も具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、構造、規格、規模、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 建設（設置）年月日、供用開始年月日、耐用年数（処分制限期間）、経過年数

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。
(注4) 災害・老朽化の場合は、災害の原因、被害見積額、写真等必要となる資料を添付すること。〕

殿

補助事業者等 氏 名

財産処分報告書

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、〇〇補助交付要綱第〇号の規定により報告いたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。災害・老朽化を理由とする場合も具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

(3) 貸付（利用）予定期間

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日（又は〇〇年〇月〇日から〇年間）

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 財産の名称、補助事業名、所在、構造、規格、規模、数量

(3) 事業費、補助金額、補助率

(4) 建設（設置）年月日、供用開始年月日、耐用年数（処分制限期間）、経過年数

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。
(注2) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続きの内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。
(注3) 災害・老朽化の場合は、災害の原因、被害見積額、写真等必要となる資料を添付すること。〕

別添（別紙様式1及び2号関係）

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の状況

補助対象財産の名称	当初の 計 画	最近3年間の状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備 考

3. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の国土交通関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 国土交通関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度(予定額)	備 考